

新潟県企業局管理規程第10号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月4日

新潟県企業管理者 榑 澤 尚

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（証券による納付の制限）</p> <p>第26条 企業出納員等及び出納店（以下この節において「<u>収納機関</u>」という。）は、持参人払式の小切手又は出納店を受取人とする小切手により収入金の納付を受けた場合において、納付を受けた日に取立てができないものについては、その受領を拒むことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（証券による納付を受けた場合の処理）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、企業出納員等は、納付を受けた証券が<u>出納店に到着後、提示期間又は有効期間の満了までに3日以上</u>の期間を有する場合は、<u>当該証券の裏面に取扱者名を明記し、証券仕訳書を添付の上、現金払込書により出納店に払い込むことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（証券による納付の制限）</p> <p>第26条 企業出納員等及び出納店（以下この節において「<u>収納機関</u>」という。）は、持参人払式の小切手又は出納店を受取人とする小切手により収入金の納付を受けた場合において、<u>当該小切手の支払場所が収納機関の所在地でないもの又は納付を受けた日に取立てができないもの</u>については、その受領を拒むことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（証券による納付を受けた場合の処理）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、企業出納員等は、納付を受けた証券が<u>次の各号に掲げる要件を具備する場合は、当該証券の裏面に取扱者名を明記し、証券仕訳書を添付の上、現金払込書により出納店に払い込むことができる。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>支払場所が出納店の所在地にあること。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>出納店に到着後、提示期間又は有効期間の満了までに3日以上</u>の期間があること。</p>

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。